

兵庫県立香住高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立香住高等学校

1 本校の教育方針

人間は共に生きているという原点に立ち返り、お互いを思いやり、人権を尊重しながら成長することが大切であるとの認識のもと、生命や人権を守る指導の充実が喫緊の課題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識のもと、学校や家庭、地域社会、関係機関が連携しながら取り組まなければならない問題であると考えます。

ここに、生徒たちが安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを定めた「兵庫県立香住高等学校いじめ防止基本方針」を制定する。

2 基本的な考え

本校は、兵庫県北部に位置し、日本海に面した自然豊かな環境のもと、兵庫県唯一の水産学科を有する伝統ある高校である。普通科、海洋科学科ともに地域に支えられ、地域に生まれながら成長してきた歴史がある。

また、海洋科学科においては在籍数の大多数が寮生や下宿生であり、親元を離れ、長期間の集団生活等により、情緒が不安定になりやすい状況も予測される。それらの対策として全出身中学校（普通科を含む）と連携し、情報交換を行うことにより、生徒理解に努めながら精神的なケアを継続的にを行い、協調性及び自尊感情を育み、豊かな心の育成をめざした生徒指導の充実と強化を図っている。

いじめについては、「いじめは決して許されない」との強い認識を学校現場に徹底し、「いじり」や「からかい」がいじめに発展することも想定し、「けんか」についても背景にある事情の調査を行いながら、いじめに対する未然防止やきめ細やかな対応を行う体制づくりを進めていく。特に「生徒のケア・生徒理解」「環境整備」「職員のスキルアップ」と3つのテーマに分け、常に危機意識を持ち、さらに継続的に未然防止、早期発見、早期対応に努めるため、以下に指導体制を構築し包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 いじめ早期発見のチェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。これらの指導計画が予定通り実施され、いじめを原因とする不登校や転退学者数0を達成目標と位置付ける。また、可能な限り道徳教育、人権教育の充実を推進するために、PTA等の協力や外部講師等を活用するように計画する。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があるときで、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される高校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に生徒および保護者に対して「香住高校いじめ防止基本方針」の存在を示し、PTA総会、保護者会、学校評議員会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

いじめ対応チームや本方針についての取り組みを学校評価項目に加え、定期的に点検・評価をすることにより学校全体としていじめに対する危機意識を高める。また、本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。さらに、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者・地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

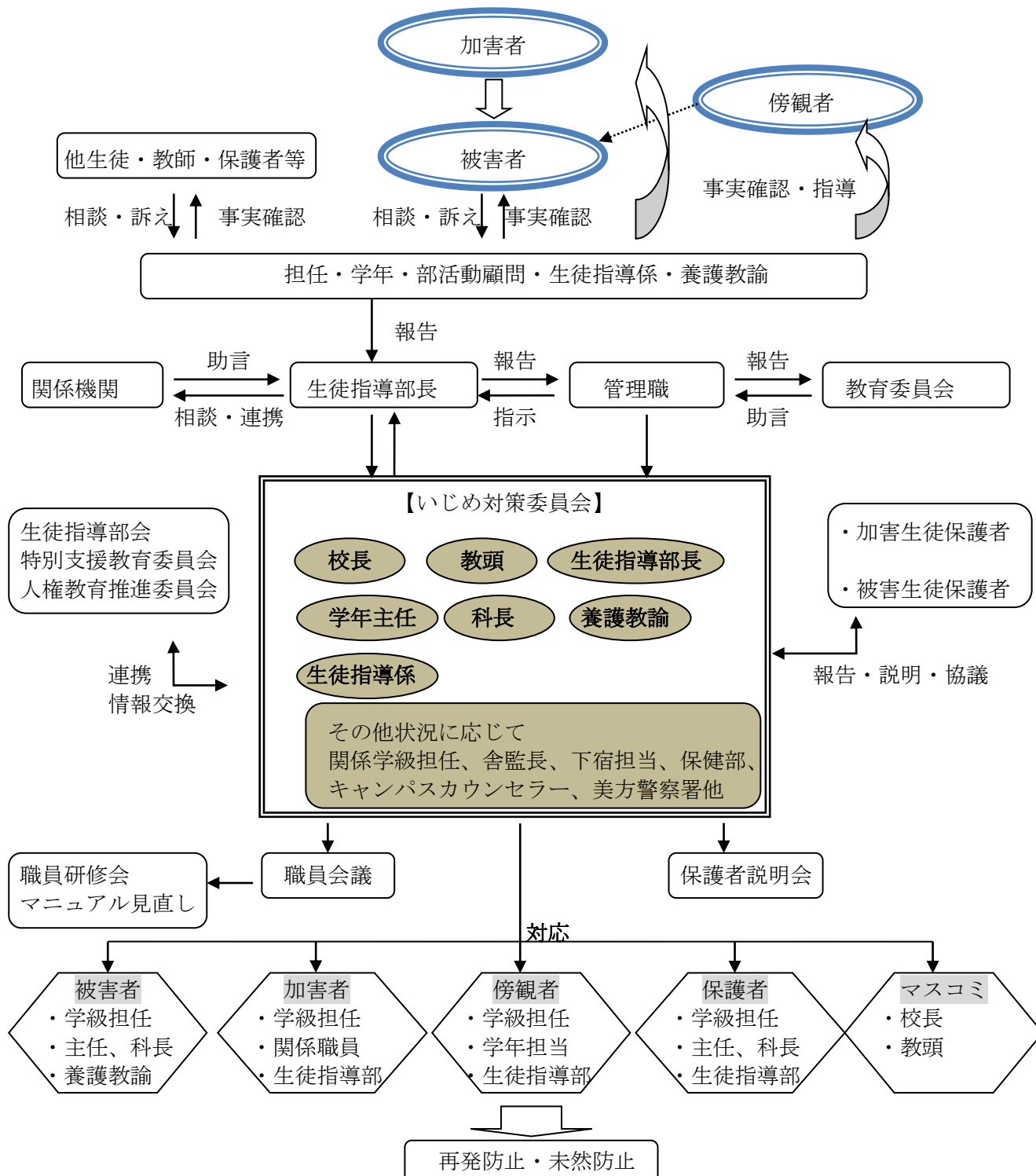
いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、年度末には、本方針が実情に即して効果的に機能しているかを点検し、年間指導計画が実施されているか確認をするとともに、香住高校いじめ防止基本方針を毎年度見直し、必要に応じて改定していく。

I 校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」という強い意志をもって取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

[いじめ対策委員会]

校長、教頭及び生徒指導部長を中心に、生徒指導係、学年主任、科長、養護教諭で編成する。
(事案の状況に応じて、関係職員、舎監長、下宿担当、保健部、キャンパスカウンセラー、学校評議員、警察を入れてメンバーは適宜編成する。)



II いじめ早期発見のチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- いじりや悪ふざけが多い

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 一人で登下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 忘れ物が多くなり、提出期限が守れなくなる
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 遅刻・早退・欠席が多くなる
- とくとき涙ぐんでいる
- 周囲が何となくざわついている
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- おどおど、にやにや、にたにたしている

◎授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされ、周囲がざわつく
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 弁当を一人で食べることが多い
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 笑顔がなく、黙って食べている

◎清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 一人で離れて掃除をしている
- 掃除をさぼることが多くなる

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- いつも多量に食堂からものを買ってきている
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる
- 携帯電話が気になってしかたがない

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。

Ⅲ 年間指導計画

	会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対策委員会※Ⅰ 「いじめ防止基本方針」研修	オリエンテーション クラスルールづくり・総体壮行会 情報教育講演会※Ⅵ	個人面談 生活実態調査
5月	いじめ対策委員会※Ⅰ カウンセリングマインド研修会※Ⅱ		面談週間
6月	「いじめ未然防止プログラム」研修	人権HR①※Ⅴ クリーンアップ大作戦 花いっぱい運動	いじめアンケート①※Ⅶ いじめアンケートA※Ⅶ 面談週間
7月	いじめ対策委員会※Ⅰ	情報教育講演会※Ⅵ 学年集会 生活安全講話※Ⅳ	
8月		学校祭	
9月	いじめ防止対策職員チェック	人権HR②※Ⅴ	個人面談
10月	いじめ対策委員会※Ⅰ 生徒指導研修※Ⅲ 「いじめ未然防止プログラム」研修		いじめアンケート②※Ⅶ いじめアンケートB※Ⅶ 面談週間
11月		マナーアップ週間・集会	
12月	いじめ対策委員会※Ⅰ	学年集会	面談週間
1月			個人面談
2月	いじめ対策委員会※Ⅰ	人権HR③※Ⅴ	いじめアンケート③※Ⅶ いじめアンケートC※Ⅶ
3月	いじめ対策委員会※Ⅰ	学年集会	

いじめ対策委員会※Ⅰ

年度当初に指導方針を確認し、定期的開催の中で情報を共有する。また、年度末にまとめを行い、方針を改善し、次年度へ向けての計画を立てる。事案発生時には直ちに対応する。

カウンセリングマインド研修※Ⅱ

ロールプレイ等により、効果的な生徒対応のスキルアップにつとめる。生徒指導に関する職員のスキルアップにつとめる。

生徒指導研修※Ⅲ

事例研究等により、生徒指導に関する共通認識を持ち、職員のスキルアップにつとめる。

生活安全講話※Ⅳ

新入生を対象に、美方警察署より講師を招き、安全に生活するための講演を実施する。

人権HR※Ⅴ

LHRを活用し、「高校生」やDVD等により、いじめは絶対に許されないことであるという認識を持たせる。

情報教育講演会※Ⅵ

SNSをはじめとする昨今の情報ネットワークにまつわるトラブル等について講演を実施し、情報セキュリティについての注意を喚起する。

いじめアンケート※Ⅶ

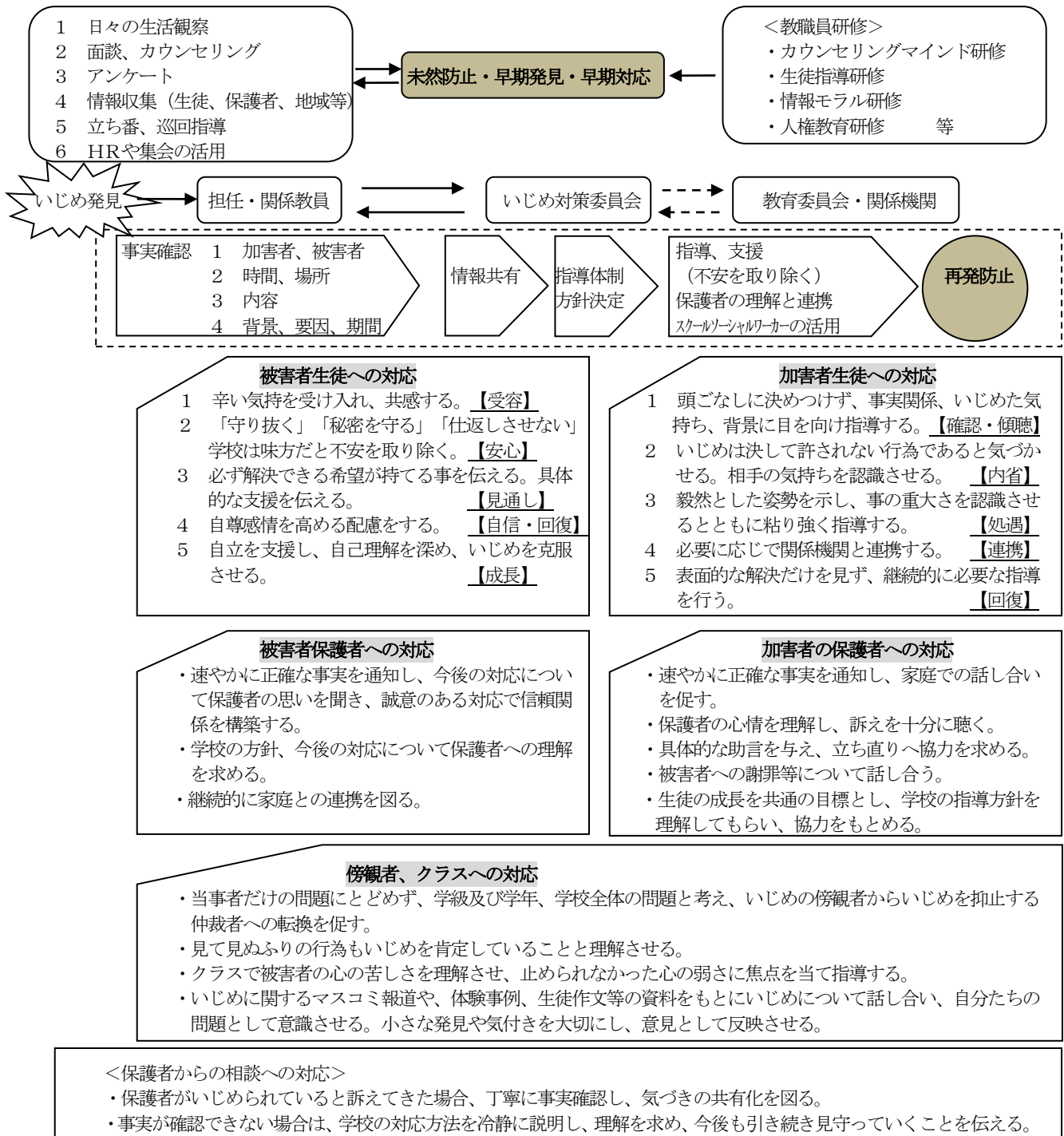
全校生対象のアンケート(①～③)を年間3回、寮生対象のアンケート(A, B, C)を実施し、職員の共通理解のもと早期発見、早期対応に繋げる。

- ・毎月、各学年より生徒指導に関わる生徒の状況調査について生徒指導部へ報告する。
- ・年間を通じキャンパスカウンセラーによるカウンセリングを複数回実施する。また、寮の1年生は全員カウンセリングを実施し、生徒理解につとめる。
- ・毎月実施しているJR香住駅、海岸の清掃活動などのボランティア活動にも積極的に参加させ、自尊感情や自己有用感の育成につとめる。
- ・年間を通じ、生活環境の改善につとめ、ストレスとなる要素をできるだけ削減するようにつとめる。
- ・校内、寮内ともに教師がいない状況をできるだけつくりださないように立ち番を実施する。

IV 組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合には「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識のずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関連機関とも連携の上、慎重に対応する。



※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のため罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいように、広範囲に広がる危険性がある。

- ①生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
- ②誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されるなど社会的に許されないということを認識させ、情報モラルの指導を徹底する。